

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601216号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700029号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年5月31日から平成6年5月6日に訂正し、平成5年5月から同年9月までの標準報酬月額を36万円、同年10月から平成6年4月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成5年5月31日から平成6年5月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年5月31日から平成6年5月6日まで

A社に係る厚生年金保険の資格喪失年月日が、平成5年5月31日となっているが、請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年5月31日より後の平成6年5月6日付けで、平成5年の定時決定の記録を取り消し、遡って平成5年5月31日と記録されることが確認できる上、請求者と同様に、平成6年5月6日付けで、平成5年の定時決定の記録を取り消し、喪失年月日を遡って同年5月31日と記録されている者が15人確認できる。

一方、雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる上、同社は、上記のとおり、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本により、請求期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、A社の元取締役の一人は、請求期間当時、同社の業績は悪く、厚生年金保険料の滞納があった旨回答している上、複数の同僚は、給与の遅配があった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成5年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理が行われた平成6年5月6日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記喪失処理前の厚生年金保険の記録から、平成5年5月から同年9月までは36万円、同年10月から平成6年4月までは41万円とすることが必要である。